

宮城県災害薬事コーディネーター設置・運営要綱

(趣旨)

第1条 地震、事故等によって大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる医薬品等の提供及び薬剤師の派遣が迅速かつ確に行われるよう調整等することによって被害の軽減を図るため、宮城県災害薬事コーディネーター（以下「災害薬事コーディネーター」という。）を置く。

(委嘱及び任期)

第2条 災害薬事コーディネーターは、一般社団法人宮城県薬剤師会又は一般社団法人宮城県病院薬剤師会が推薦する薬剤師のうちから知事が委嘱する。

2 長期間の医療支援の調整を行うことが必要になるため災害薬事コーディネーターは複数名とする。

3 災害薬事コーディネーターの任期は委嘱の際に指定する2年以内の期間とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

4 災害薬事コーディネーターが被災等により業務を行うことができない場合は、知事は、必要に応じて別の者を災害薬事コーディネーターとして委嘱する。

(配置)

第3条 医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に関する県全体の調整を行う災害薬事コーディネーターとして、宮城県保健医療福祉調整本部に県災害薬事コーディネーターを配置する。

2 被災地域における医薬品等の供給及び薬剤師の派遣について調整を行う災害薬事コーディネーターとして、保健所に設置する地域保健医療福祉調整本部に地域災害薬事コーディネーターを配置する。

(職務)

第4条 県災害薬事コーディネーターは、大規模災害時において、本部長（保健福祉部長）の要請により、前条第1項に規定する調整及び助言のほか、一次医薬品集積所が設置される場合の管理・運営を統括する。

2 地域災害薬事コーディネーターは、大規模災害時において、地域本部長（保健所長）の要請により、前条第2項に規定する調整及び助言のほか、二次医薬品集積所が設置される場合の管理・運営を統括する。

3 本部長（保健福祉部長）又は地域本部長（保健所長）は、災害医療活動が安定した場合は、災害薬事コーディネーターに対する出務の要請を解除するものとする。

4 災害薬事コーディネーターは、その職務を終了するに当たっては、薬務課長又は被災地を所管する保健所長等に対し所要の事項を引き継ぐものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 災害薬事コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

第6条 災害薬事コーディネーターの実費弁償は、本部長（保健福祉部長）又は地域本部長（保健所長）の要請により出務した1日につき、災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号）別表第2に定める額を支給する。

2 災害薬事コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年宮城県条例第37号）の例により、扶助金を支給する。

(平時の体制)

第7条 災害薬事コーディネーターは、平時においては、災害時の薬事体制が適切に構築されるよう、県などに対し必要な助言を行うものとする。

(事務)

第8条 災害薬事コーディネーターに関する事務は、保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、災害薬事コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日から施行する。